

平成 26 年 1 2 月議会一般質問 国分・川内地区太陽光発電について

先の 9 月議会で『都市開発公社が所有する国分川内地区の土地を市が取得し同地で太陽光発電を行いたいとの複数業者の申し出に対応したい、手続きに 5 ヶ月を要する』との理由で議案提出があり即決対応がなされた。その後、9 月 19 日、九州電力が太陽光発電の買取契約を保留するとの報道があり、11 月 23 日には制限つきで買取再開の報道があった。

11 月 5 日、川内地区で開かれた『議員とかたろ会』では、同地に対する太陽光発電設置に対する不安の声があった。川内公民館の『議員とかたろ会へ』の準備として執行部より公募の実施、応募者への現地説明会の実施、事業者からのヒアリングの実施をしたとの情報をもらった。そこで伺う。

(1) 公募要領に関する質問はどのようなものが寄せられたか？

特別目的会社による応募の可否に関するものがあり、事業実施の窓口となる事業者を明らかにし、連名での応募をお願いする旨の回答をした。
(特別目的会社とは合同会社のことです。)

(2) 公募に応募した事業者数は？ 市内業者数、市外業者数

応募した事業者は 4 社、すべて市外業者で、うち県内が 1 社、県外が 3 社

(3) 業者選考は太陽光発電事業実施候補者選考委員会で行うと募集要領に記載があるが、この委員会のメンバーは？

両副市長及び関係部長からなる庁内の組織

(4) 事業者の選考基準とはどのようなものか？

応募者から提案された事業計画の適切さに加えて、これまでの同様の事業に係る実績や、提案された事業計画の地域への貢献度等を基準とし、総合的に審査し選考した。

(5) 事業者は『九州おひさま発電』に決定したと市長は施政演説で明らかにされた。『九州おひさま発電』とはどのような会社か？

応募者 4 社中で唯一の県内企業であること、他応募者がパネル等海外製品を利用する計画であることに對し、同社は地元企業である京セラ製のパネル等資材を利用すること、さらに、これまで本市において地域との調和に配慮のうえ太陽光発電事業を推進されている実績があることに鑑み、適切に事業を推進する能力を有し、本市への貢献度の高い事業者であることなどが、決定の大きな要因となった。

(6) 募集要領には調整池の管理、権利譲渡の禁止、原状復帰、説明会の実施、法令順守などの条件が付けられている。この条件はどのように担保されるか？

募集要領には、土地の適切な管理等をはじめとした各種条件を付しており、今後、事業者と市との間における契約等の手続により、条件の遵守を担保していく予定

(7) 九州電力の固定買取契約保留、条件付買取再開によってどのような影響を受けたか？

当該土地の買戻し議決を受けた後、公募手続中に電気事業者により「発電設備に対する接続申込の回答保留」が発表されるなど、情勢が刻々と様変わりしている。このようなことから事業者においても提案された事業計画を適宜見直されるなど対応の必要も出てこようかと思料するが、事業

者は「可能な限り諦めずに、できる手続から進める」と、事業への強い意欲を持っている。

- (8) 募集要領の目的には再生可能エネルギーの利活用、温暖化防止への寄与が記載されている。しかしながら大規模太陽光発電が環境に及ぼす影響も無視できない。
- ①地域の温暖化を促進する可能性もある。
 - ②雑草対策として除草剤が用いられると地下水への影響が考えられる。
 - ③危険防止のために設置されるフェンスは地域に生息する動物の生育環境に影響を与え、住処を奪われた動物は新たな場所を求めて移動し地域農業に被害を及ぼす恐れがある。
 - ④太陽光パネルを設置することにより、雨水の地下浸透が阻害され流出し、地域に災害を与えるのではとの危惧もある。
 - ⑤太陽光発電施設の寿命は最長 30 年程度といわれる。寿命の尽きた太陽光発電施設は産業廃棄物として処理されることになろうが。経験の無い分野である。完全に撤去されるか懸念材料。これらの不安要素の防止策は選考された事業者が担うのか、霧島市が関与するかを伺う。

事業者の現在の計画では、用地全体の 37 ヘクタールのうち平地部分の 9.5 ヘクタールのみパネルを設置する計画である。新たに大規模な森林伐採等を行わないとのことであり、動植物の生育環境等に係る懸念は少ないものと考えられる。工事後の管理については、除草剤を使用しない定期的な草払いによるほか、現状で既設調整池により広範囲の排水管理がなされており、この調整池を含む用地全体を事業者が管理する契約を前提としていることから、今後の整備計画において災害等に対する配慮もなされるものとする。また、事業期間終了後の発電施設に係る資機材の取扱いについては、契約で原状復帰を義務付けることとしており、市の責務においてしっかりと動向を注視してゆく。なお、太陽光発電設備の資材等については、すでに国レベルで処理体制の課題検討が進められている。

Q：現地は県の土地利用対策要綱 7 条に規定された開発協定書の締結対象となるか？

A：対象とならない。

Q：森林法 10 条の許可を必要とするか？

A：詳細は把握していない、県の判断で適正な処理がされると思う。

Q：現地の公募面積は 37 ヘクタール、平地部分は 9.5 ヘクタールである。平地部分にのみ太陽光パネルを設置するとの答弁があった。その理解で良いか？

A：9.5 ヘクタールを活用する計画である。土地利用対策要綱、林地開発関連は今後事業者の方で詳細な計画を作り、県と協議する。土地利用対策要綱に基づく協議、林地開発による協議が必要かは明らかになる。

Q：募集要領には平地部分が 9.5 ヘクタールとあり、事業者は平地部分のみ使う、賃貸契約は 37 ヘクタール全部と理解して良いか？

A：賃貸契約は全体を対象としたものである。

Q：借りているのであるから、当初計画は平地部分 9.5 ヘクタールとされているが、使えない面積の方が広いから、さらに開発してパネルを設置する懸念は無いか？

A：今後の契約の中でその辺の縛りを設けたい。懸念があるのであれば、懸念を除外するような契約に持ってゆきたい。

Q：厳しい条件が付されていることは理解する。太陽光発電設備の寿命が 30 年としたとき、後の撤去とか、全 37 ヘクタールの管理責任とか調整池の管理責任とかを含めて契約書に記載されると

理解して良いか？

A：例えば廃止する場合の原型復帰などは募集要領に謳っており、当然それらを理解した上で応募されたと考えている。今後提示する契約の中で明らかにする。

Q：地元説明会開催も条件に入っている。事業者は義務として地元説明会を実施するであろうが、住民から霧島市の担当部署の出席要請が寄せられたとき、霧島市はどのように対応するか？

A：必要に応じ、対応する。

Q：全国的に太陽光発電が設置されている。30 年経過後、太陽電池はどうなるのかは未経験の分野である。国レベルでも検討がなされているようであるが、情報があれば、住民に対しての広報を要請する。

懸念材料を述べた。地元の方が不安を覚えていることは事実である。全てを契約書に載せることは困難であることは分かるが、例えば除草剤を使わないとか、口約束であったという事態を避けるために地元と事業者間で何らかの協定書を締結する必要があるのではと思う、見解は？

A：事業者は除草剤を使わないと言っている。担保する目的で契約書、それに準ずる仕様書で担保する。

Q：市と締結した契約書は情報公開条例で確認することは可能と思うが、地域の方々は細かい部分で心配している部分がある。その様な点を踏まえ地元と事業者とで協定書を結びたいという要望が寄せられた場合、積極的な対応を要請する。